

○東京藝術大学大学院美術研究科「静岡銀行奨励賞」選考要項

〔平成25年2月19日〕
教授会決定

改正 平成25年10月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、静岡銀行奨励賞の選考等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 静岡銀行奨励賞とは、彫刻文化財における保存修復技術の人材育成を図ることを目的として、次世代を担う才能のある者を選考し、奨励金を授与し表彰するものである。

(推薦基準)

第3条 選考対象者は、当該選考年度の保存修復彫刻研究室（以下「研究室」という。）に在職する非常勤講師、教育研究助手又は技術職員で優れた研究活動を行っている者とする。

(選考手続等)

第4条 選考手続、選考委員会、選考人数等は、東京藝術大学大学院美術研究科「静岡銀行賞」選考要項第4条から第6条までの規定を準用する。ただし、同要項第4条中「美術学部学生生活委員会」とあるのは「美術研究科運営委員会」と読み替えるものとする。

第5条 静岡銀行奨励賞は、株式会社静岡銀行からの寄附金により運営するものとする。

2 静岡銀行奨励賞の奨励金は、当該年度の予算の範囲内で決定する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるものの他、静岡銀行奨励賞の運営等に関し必要な事項は選考委員会が別に定める。

附 則

この要項は、平成25年2月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。